

(案)

## 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

制定 令和2年4月1日付け 元農振第2670号  
最終改正 令和4年〇月〇日付け 3農振第〇〇号  
農林水産省農村振興局長通知

### 第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

#### 1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

##### （1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

##### （2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

##### （3）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等

##### （4）中山間地複合経営実践支援

小規模な農家等が取り組みやすい品目の組み合わせ等により、地域特性に応じた複合経営を実践する取組等

#### 2 農村型地域運営組織形成推進事業

##### （1）農村型地域運営組織モデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等

##### （2）農村型地域運営組織形成伴走支援

###### ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

###### イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築

する取組等

### 第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 第2の1の(1)～(3)の事業

事業実施主体は、都道府県、市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。「以下同じ。」）とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

なお、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第1号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第2号により承認を得ることとする。

#### 2 第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業

民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）

#### 3 第2の2の(1)の事業

事業実施主体は、複数集落を含む地域協議会とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

なお、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第1号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第2号により承認を得ることとする。

#### 4 第2の2の(2)のイの事業

都道府県

### 第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2に掲げる事業の実施期間は、原則として次の期間を上限とする。

- 1 第2の1及び2の(2)のアの事業の実施期間は、原則として1年を上限とする。

- 2 第2の2の(1)及び(2)のイの事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。

## 第5 事業の公募

第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び候補の選定を行うものとする。

## 第6 事業の実施手続等

- 1 第2の1の(1)～(3)並びに2の(1)及び(2)のイの事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

#### ア 農山漁村振興推進計画

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領(平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成29年3月31日付け28林整森第282号林野庁長官通知)に基づき定める地域別農業振興計画(以下「地域別農業振興計画」という。)並びに第5の1の(2)に規定する事業実施計画をもって農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)とみなす。

#### イ 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を第2の1の(1)～(3)の事業に取り組む場合は別紙様式第3-1号により、第2の2の(1)の事業に取り組む場合は別記様式3-2号により、第2の2の(2)のイの事業に取り組む場合は別記様式3-3号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に則したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標(地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に則した事業目標)を設けるものとする。

### (2) 事業の実施手続

ア 第2の1の(1)～(3)並びに2の(1)及び(2)のイの事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。))、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に別紙様式第4号により提出するものとする。

イ 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村及び地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長

等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第5号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

エ 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した事業実施計画について、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

オ 3に定める事業実施計画の重要な変更は、ア、ウ及びエに準じて行うものとする。

2 第2の1の（4）及び2の（2）のアの事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業実施主体は、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第5の振興推進計画及び交付等要綱第6の事業実施計画を別紙様式第7号より策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。

（2）振興推進計画の策定にあたっては、事業実施計画の期間内に実施する事業によって、実現しようとする目標を設けるものとする。

（3）農村振興局長は、イにより提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱及び実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

（4）次項に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、ウに準じて承認を行うものとする。

3 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

1の（2）のオ及び2の（4）の重要な変更は、次に掲げるものとする。

（1）事業の事業費の3割を超える増減

（2）事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更

（3）事業の廃止

## 第7 助成

交付等要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

## 第8 実施基準等

以下の基準に適合するものであること。

1 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。

2 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

## 第9 事業の評価

第2の1の(1)～(3)及び2の(1)の事業の評価については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第9号及び第10号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第1号により事業の評価内容について意見照会を行い、別紙様式第2号により承認を得た上で提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、事業実施主体に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた事業実施主体は、別紙様式第11号により改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。改善計画の報告を受けた都道府県知事は、改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第1号により改善計画内容について意見照会を行い、別紙様式第2号により承認を得た上で提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により都道府県知事から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達の場合は、都道府県に対して改善指導を行うものとする。
- 4 3により指導を受けた都道府県知事は、別紙様式第11号により改善計画を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 5 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 6 1の報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 7 2及び4により都道府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

## 第10 補助金の返還

- 1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第9の2又は4の規定により提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村

又は地域協議会である場合にあつては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。

- 3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があつた場合には、交付金を国に返還するものとする。

## 第11 完了報告

- 1 事業実施主体は、第6の1の(2)のウ及び2の(3)により承認した事業実施計画に基づく事業が完了したときは、別紙様式第12号により、事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに、事業実施主体が都道府県にあつては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあつては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

## 第12 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

## 第13 事業評価の事後調査

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

### 附則

この通知は、令和4年〇月〇日から施行する。

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加 等</p> <p>ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモ</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(2)の元気な地域創出モデル支援及び(3)の地域レジリエンス強化支援の各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。</p> <p>具体的な事業内容の(4)の中山間複合経営実践支援の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

	<p>デルメニューにより具体的・先進的な活動を支援。優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。</p> <p>ア 高収益作物の生産等 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売</p> <p>イ 高付加価値化・販売力強化 品質向上、加工等により農産品の付加価値を向上、ブランド化や販路開拓等の販売力強化</p> <p>ウ 棚田地域の保全・振興 棚田地域等の振興、維持及び保全に関する多様な取組の実践</p> <p>エ 複合経営・半農半Xの実践 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時から交流深化等の連携を強化した協定の締結</p>		
--	---	--	--



	<p>(4) 中山間地複合経営実践支援</p> <p>中山間地域等での就農希望者等に対し、農産物、畜産、林業等を含めた多様な組合せによる複合経営に関する指導及び実践を支援、地域特性に応じた複合経営の横展開を図るための情報発信等</p> <p>※ 上記(1)及び(2)のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入及び高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記(3)に取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備、③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。</p>		
<p>2 農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援</p> <p>地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の調査、計画作成、実証に関する取組を支援する。</p> <p>ア 農用地保全</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(1)農村型地域運営組織モデル形成支援の各年度の助成額の各年度の上限は、事業実施主体当たり1,000万円とする。</p>

	<p>農用地を持続的に保全するための取組</p> <p>イ 地域資源活用 農産物を含む地域資源を活用し、所得向上や雇用確保につながる取組</p> <p>ウ 生活支援 農村地域における生活支援の取組</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。</p> <p>ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等</p> <p>イ 都道府県単位における取組 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等</p> <p>※ 上記(1)の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <p>1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定される</p>		<p>具体的な事業内容欄の(2)</p> <p>ア 全国事業の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
--	---	--	--

	<p>こととされていること。</p> <p>2 生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全及び地域資源活用と一体的に行うものであること。</p>		
--	--	--	--

## 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

## (1) 第2の1の(1)～(3)の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の基礎補修等の工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の現況調査等に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 第2の2の(1)及び(2)のイ事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・ 機械・施設 等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(3) 第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

(別紙様式第 1 号)

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体名  
住所・連絡先  
代表者名

### ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）に関する意見照会について

今般、（事業実施主体名）においては、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付元 農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）により下記のとおり提出を予定しています。

については、同要領の規定に基づき、貴（市町村名）の承認をいただきたく申請します。

#### 記

##### 1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業地域レジリエンス強化支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援

##### 2 提出資料

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業事業実施計画書（実施要領第 3 - 1）
- 農村型地域運営組織形成推進事業事業実施計画（実施要領第 3 - 2）
- 事業評価書（実施要領第 9）
- 改善計画書（別紙様式第 11）

#### < 施行注意 >

- ・該当する  に  を記入すること。

(別紙様式第2号)

番 号  
年 月 日

事業実施主体名

住所・連絡先

代表者名 殿

市町村長

### ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）に関する承認について

（年月日）付け（文書番号）で提出のあった、農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）の下記資料について承認したので通知する。

#### 記

##### 1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業地域レジリエンス強化支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援

##### 2 提出資料

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業事業実施計画書（実施要領第3-1）
- 農村型地域運営組織形成推進事業事業実施計画（実施要領第3-2）
- 事業評価書（実施要領第9）
- 改善計画書（別紙様式第11）

#### <施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。



(別紙様式第3-1号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち  
中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援

(2) 元気な地域創出モデル支援

ア 高収益作物の生産  イ 高付加価値化・販売力強化  
 ウ 棚田地域の保全・振興  エ 複合経営・半農半Xの実践

(3) 地域レジリエンス強化支援

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

ア 特定農山村  イ 振興山村  ウ 過疎  エ 半島  オ 離島  カ 沖縄  
 キ 奄美群島  ク 小笠原諸島  ケ 特別豪雪  コ 指定棚田  
 サ 旧急傾斜法の指定地  シ 農林統計上の中山間地域

3 事業実施主体

事業実施主体名	所在地（都道府県・市町村）
事務局	代表者氏名
事務局所在地・連絡先	

4 事業計画（取組の内容）

取組内容	
------	--

注1 別表1の具体的な事業内容を踏まえた取組内容を記載すること。収益性の向上に関する取組については、マーケットの状況や消費者ニーズ等を記載するなどしてマーケットインを含んだ内容とすること（マーケット調査を事業内容に含む場合は除く）。

注2 1の(1)の中山間地農業ルネッサンス推進支援については、地域の特色を活かした創意工夫や地域の所得向上を深化させる内容などを記載すること。

注3 1の(2)の元気な地域創出モデル支援については、優良事例としての展開方針などを記載すること。

注4 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第13号による要件確認書を添付するものとする。

## 5 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値(定量的指標)
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 4の事業計画(取組内容)を踏まえて目標設定項目を1以上選択し目標値を設定。

注2 ①所得の向上に関するものを選択した場合は、アウトプットには高収益作物の導入品目、試験栽培実施農家数等、目標値には栽培面積や生産量等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 ②人材の確保・育成に関するものを選択した場合は、アウトプットには定住イベントの実施回数や参加者数等、目標値には関心を示した人数や今後の継続的な情報交換を希望した人数等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 ③地域コミュニティの維持に関するものを選択した場合は、アウトプットにはアドバイザーによる研修回数等、目標値には話し合いの集落人口に対する参加率や住民の意識変化等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

## 6 経費の内訳 (※経費の内訳積算)

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第3-2号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち  
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織モデル形成支援実施計画書

- (1) 地域の将来ビジョン作成
- (2) 地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定
- (3) 地域の将来ビジョンに基づく計画の実現に向けた実証

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

- ア 特定農山村
- イ 振興山村
- ウ 過疎
- エ 半島
- オ 離島
- カ 沖縄
- キ 奄美群島
- ク 小笠原諸島
- ケ 特別豪雪
- コ 指定棚田
- サ 旧急傾斜法の指定地
- シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地域

地 区 名	
事業実施主体名 (協議会等の名称)	
事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	
農村型地域運営組織の対象集落名	
農村型地域運営組織の対象エリアに設定した理由	
農用地保全活動を行う組織	

注1 1の(1)の事業を行う協議会等の名称は仮称も可とする。

注2 協議会等を設立していない組織は、初年度に地域ビジョンの作成とともに設立するものとする。

注3 農村型地域運営組織の対象集落名は、原則として農林業センサスの農業集落名を記載すること。

#### 4 協議会等の構成員

構成員の名称	協議会等内における役割

注1 1の(1)のを行う場合は、連携予定の構成員も可とする。

注2 協議会等の組織体制が整備されている場合は、組織体制図を添付すること。

#### 5 地域の将来ビジョンの概要

目指す方向性	
分 野	概 要
農用地保全	
地域資源活用	
生活支援	

注1 地域の将来ビジョンが作成されている場合のみ、概要を記載すること。

注2 目指す方向性については、地域の総合的な目標を記載すること。

注3 地域の将来ビジョンが作成されている場合は、参考資料として添付するとともに、農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する該当箇所を赤枠等で囲む等により把握できるものとする。

#### 6 実施期間と年度別事業実施計画

実施期間	年度別事業実施計画
年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

#### 7 前年度までの実施状況、進捗状況

実施状況
進捗状況
進捗が低調な場合、その要因と対応方針

注1 継続地区は、前年度までに実施した内容と進捗状況を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までに独自で取り組んできた内容と進捗状況を記載すること。

8 事業計画

(1) 地域の将来ビジョン作成に関する取組内容

分野	取組内容
農用地保全	
地域資源活用	
生活支援	

注1 1の(1)の事業を行う場合は、取組内容を記載するものとする。

(2) 本年度の事業計画(取組の内容)

事業項目	取組内容
農用地保全	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
地域資源活用	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	
生活支援	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実証 <input type="checkbox"/>	

注1 生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全及び地域資源活用と一体的に行うものに限るものとする。

注2 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第13号による要件確認書を添付するものとする。

(3) 他事業も活用する場合は、その適用範囲

--

注1 本事業以外の他の事業も活用しながら実施する場合は、本事業と他事業の適用範囲を記載すること。

## 9 協議会等に対する伴走支援体制

支援体制及び内容

注1 都道府県、市町村その他の団体、学識経験者等による支援体制と内容を記載すること。

## 10 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値 (アウトカム)
①農用地保全		
②地域資源活用		
③生活支援		

注1 事業実施によるアウトプットは、事業に取り組んだ項目毎に設定すること。

注2 農用地保全については、アウトプットには農地利用計画に関する検討会開催等、目標値 (アウトカム) には調査、計画、実証の成果 (農地利用計画 (案) の作成、耕作放棄の抑制、草刈り代行地域の決定等) を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 地域資源活用については、アウトプットには作付計画に関する検討会開催等、目標値 (アウトカム) には調査、計画、実証の成果 (作付け計画の作成、加工品の開発 (数)、農家レストランの運営着手、新たな体験プログラムの開発、試験展示ほ

場の設置等)を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 生活支援については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値(アウトカム)には、調査、計画、実証の成果(移動販売計画(案)の作成、高齢者サポート計画(案)の作成、買い物難民救済システムの構築等)を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

#### 11 事業完了後の持続性・自立性等

--

注1 事業の実施結果が自律的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載すること。

注2 事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載すること。

#### 12 本年度の経費の内訳(※経費の内訳積算)

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。



(別紙様式第3-3号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち  
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織形成伴走支援実施計画書

2 事業実施主体

事業実施主体名	担当部局・連絡先

3 伴走支援の対象地域（詳細は様式-1参照）

地域の区分	地域の名称
<input type="checkbox"/> 全域を対象	
<input type="checkbox"/> 対象地域毎 に設定	

注1 伴走支援の対象地域が複数となる場合は、「対象地域毎に設定」を選択し地域毎に地域別伴走支援調書を作成すること。

4 全体計画

(1) 実施期間と年度別事業実施計画

実施期間	年度別事業実施計画
年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

(2) 前年度までの実施状況

実施状況

注1 継続地区は、前年度までに実施した内容を記載すること。

5 本年度の経費の内訳 (※経費の内訳積算)

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

## 地域別伴走支援調書

(地域名： )

## 1 伴走支援体制

(1) 都道府県の支援体制	
担当部局名	担当課の役割
(主)	課
(副)	課
(副)	課
(副)	課
(2) 連携して伴走支援を行う関係機関・部局等	
関係機関・部局名	関係機関・部局等に求める役割
(3) 中間支援組織	
中間支援組織名	代表者氏名
事務局所在地・連絡先	
中間支援組織の役割	
(4) 伴走支援の対象地区	
対象地区名	協議会等の名称

注1 (3) は中間支援組織の育成により、伴走支援を行う場合は記載すること。

注2 中間支援組織名が確定していない場合は、当該欄は空欄でも構わない。

注3 中間支援組織の役割は、中間支援組織選定にあたり求める条件を記載すること。

注4 伴走支援の地域が複数ある場合は、上表を複写し記載すること。

注5 対象地区には、農村型地域運営組織モデル形成支援に取り組む地区を含むこと。  
その取組(予定)年度についても記載すること。

## 2 活用する人材

分野	種別	氏名	役割
総合			
農用地保全			
地域資源活用			
生活支援			

注1 種別は、県、市町村役場の職員やOB、生活支援コーディネーター、JAの職員やOB、ふるさと水と土指導員、農村プロデューサー、地域おこし協力隊、集落支援員、地域プロジェクトマネージャー、地域力創造アドバイザー、地域活性化伝道師、地域活性化企業人、地域プロジェクトマネージャー等を記入すること。

注2 氏名は決まっている場合に記入すること。

注3 役割は、アドバイザー、〇〇制度の紹介、関係者間の調整等を記入すること。

## 3 本年度の事業計画

### (1) 地域の将来ビジョン作成を行う協議会等への伴走支援内容

--

### (2) 地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定・実証を行う協議会等への伴走支援

事業項目	伴走支援の取組内容
農用地保全	
地域資源活用	
生活支援	

※都道府県内のブロック毎に対象区域を設定する場合は様式-1を複写して作成すること

### <施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第4号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体代表  
(市町村長、地域協議会長)  
〔都道府県知事〕

### ○年度中山間地農業推進対策 事業実施に係る承認(変更)申請について

農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)第5及び第6の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

#### 記

- 年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書一(別紙様式第3-1号)
- 年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業(農村型地域運営組織モデル形成支援)実施計画書一(別紙様式第3-2号)
- 年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業(農村型地域運営組織形成伴走支援)実施計画書一(別紙様式第3-3号)

注1: [ ]内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注2: 該当する□に☑を記入すること。

注3: 事業実施主体が地域協議会の場合は、農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領第3の1又は3に定める規約等を添付する。

(別紙様式第5号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長等

○年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る承認通知について

(年月日) 付け (文書番号) で提出のあった、中山間地農業推進対策事業実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策) 実施要領 (令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知) 第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙様式第6号)

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

地方農政局長等

○年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る事業承認について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第6の1の（2）のエの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

## 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち  
中山間地複合経営実践支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち  
農村型地域運営組織形成伴走支援

事業実施主体名 \_\_\_\_\_



### 事業実施主体の概要

・ 事業実施主体の概要
-------------

### 取組のポイント（10行以内）

--

### 1 事業実施主体

事業実施主体	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

### 2 現状・課題

--

### 3 課題に対する対応

※ 2の現状・課題で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記すること。
--

#### 4 目標

--

#### 5 事業実施内容

※ 本提案書の3の課題に対する対応を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を別表1、又は別表2の事項毎に記載すること。
--

#### 6 経費の内訳（※積算資料を添付してください）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

注1 取組内容は、「5. 事業実施内容」と整合を図ること。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

#### <施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第8号)

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

事業実施主体名  
代表者名

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第5及び第6の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

提出資料：農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

対象事業：農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち  
中山間地複合経営実践支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち  
農村型地域運営組織形成伴走支援

<施行注意>

注1：該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第9号)

○年度中山間地農業推進対策事業評価書

1 取組メニュー

2 事業実施主体名

3 事業概要

(1) 事業費・交付額

年度	事業費	交付額	備考
計	円	円	

(2) 事業実施期間

○年○月○日 ～ ○年○月○日

4 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他の事項

## 5 事業実施結果

### (1) 目標達成状況

項目	目標値(定量的指標)	達成状況
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 第2の1の(1)～(3)の事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値(アウトカム)	達成状況
①農用地保全		
②地域資源活用		
③生活支援		

注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載する。

### (2) 所見

--

(別紙様式第 10 号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体代表  
(市町村長、地域協議会長)  
〔都道府県知事〕

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業評価について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 9 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

注：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

(別紙様式第 11 号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇都道府県知事

**〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業改善措置に関する報告について**

このことについて、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 9 の 2 又は 4 の規定に基づき、改善措置及び改善状況について関係書類を添えて報告します。

(別紙)

- 1 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)事業改善計画(実績報告)

(別紙)

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）事業改善計画（実績報告）

1 計画地区

地区名	事業実施主体	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)

2 目標の達成状況（目標が達成できるまで、毎年更新することとする。）

目標値	達成状況	
	翌年度（RO）	
	翌々年度（RO）	

3 未達成の要因分析

① 所得の向上に関するもの
② 人材の確保・育成に関するもの
③ 地域コミュニティの維持に関するもの
④ その他

注1 別表1の1の（1）～（3）の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。



① 農用地保全
② 地域資源活用
③ 生活支援

注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

**【総括】**

[上記の分析結果を踏まえ、未達成の要因を記載。]
--------------------------

4 改善計画（要因分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。）

--

(別紙様式第 12 号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体代表  
(市町村長、地域協議会長)  
[都道府県知事]

### ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業完了報告書

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 11 の規定に基づき、報告します。

- 1 完了報告の対象となる事業
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
  - 農村型地域運営組織形成推進事業

2 事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	○年度		

注 1 : [ ] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注 2 : 該当する□に☑を記入すること

(別紙様式第 13 号)

## オープンAPI要件確認書

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（または整備する見込みである） 整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、

SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ 「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。